

# 公立新小浜病院施設整備基本計画策定等支援業務委託仕様書

## 1. 業務委託の概要

築後42年が経過し、施設の老朽化などにより様々な課題を抱えている公立新小浜病院について、医療環境、医療機能のあり方、方向性を検討してきた「公立新小浜病院施設整備基本構想」（以下「基本構想」という。）に基づき策定する「公立新小浜病院施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）に係る企画・立案等支援業務である。

## 2. 履行場所

- 長崎県雲仙市小浜町南本町93番地（公立新小浜病院現在地）
- 長崎県雲仙市小浜町マリーナ3～4番地（公立新小浜病院建設予定地）
- 長崎県雲仙市小浜町北野298番地（雲仙・南島原保健組合）

## 3. 履行期間

契約締結の日から平成28年2月29日（月）までの期間

## 4. 留意事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、業務履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、組合担当者と定期的な打合せの上、業務を進めること。また、打合せを行った際は議事録を作成し、適宜、内容確認を行うこと。
- (4) 平日午前8時30分から午後5時15分まで、常時スタッフと連絡できる体制をとること。また、発注者の打ち合わせ要請、資料要求及び質問に対し速やかに対応すること。
- (5) 受託者は、本業務を履行し得る十分な経験、専門技術、専門知識及び人格を有した3名以上のスタッフを配置すること。なお、スタッフには日本医業経営コンサルタント協会の認定コンサルタント資格を有する者を配置すること。また、弁護士など法律系、公認会計士など会計・コンサルティング系その他必要な国家資格の専門職と適宜、相談ができる体制を確保すること。
- (6) 業務に必要な経費は、本仕様書に明記しないものであっても原則として受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、本業務委託の一部を再委託する場合は、予め発注者に再委託業者選定報告書（様式任意）を提出し、発注者の承認を得ること。
- (8) 受託者は、発注者から提示された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わない）及び業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (9) 基本計画策定等での各種会議等において、検討のために配布する資料等は、事前に発注者の了承を得ること。
- (10) 業務の確実な履行が得られないと発注者が判断する場合、受託者は発注者の求めに応じ、すみやかに改善の措置をとること。

## 5. 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
  - ① 検討業務内容
  - ② 業務遂行方針

- ③ 業務詳細工程
- ④ 業務実施体制及び組織図
- ⑤ 統括責任者、担当者一覧表及び経歴書
- ⑥ 協力者がある場合は、協力者の概要及び担当者一覧表
- ⑦ 業務フローチャート
- ⑧ 打合せ計画
- ⑨ その他必要とする事項

(3) (2)に定める事項の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書を提出し、承認を得ること。

## 6. 検査

- (1) 業務が完了した時は、業務完了報告書により通知するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。
- (2) 業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

## 7. 委託内容

- (1) 基本計画策定に係る企画・立案支援業務

現状の課題、基本構想の内容等を踏まえ、新病院の基本方針、部門別運用計画及び施設・設備整備計画、事業計画、整備方法の検討、事業収支シュミレーション等から成る基本計画を策定する。

### ① 現状課題の整理・分析

現在の公立新小浜病院（以下「現病院」という。）の状況、基本構想の内容を十分に把握したうえで、下記に示す調査やヒアリング等などから、現病院における全体及び部門別の病院運営や経営上の問題・課題整理や原因分析を行う。

ア 外部環境調査（医療需要、供給動向、移転場所、災害対策等）

イ 内部環境調査（財務・収支の状況、経営分析、長期収支計画、職員の状況、患者状況・動向等）

ウ ヒアリング（幹部ヒアリング、各部門ヒアリング等）

### ② 新病院の基本方針（案）の作成

上記①を踏まえ、新病院の全体方針、実施する医療の範囲、診療機能、診療科目、病床規模等を再整理、検討し、基本方針（案）を作成する。

### ③ 新病院の部門別運用計画（案）の作成

上記①、②を踏まえ、新病院の部門別の方針、機能、規模、運用、医療機器の配置、医療情報システム整備計画、人員計画、各部門との連携等を検討し、部門別運用計画（案）を作成する。

### ④ 新病院の施設・設備整備計画（案）の作成

上記①～③及び移転先予定地を踏まえ、新病院の施設・設備、災害対策等を検討し、施設・設備整備計画（案）を作成する。

ア 施設・設備整備方針（全体の配置など全体図）

イ 敷地内施設の解体の検討

ウ 配置計画

病院本体、駐車場、救急関係など。

エ 各部門の配置・構成

患者導線、業務導線、業務フローや診療機能を踏まえた階層別構成、平面構成  
オ 設備計画

災害時対応や環境に配慮した各種設備・システム等

⑤ 新病院の事業計画（案）の作成

上記①～④をもとに、整備手法の比較検討、整備スケジュールの検討、概算整備費用の算出、中長期収支の推計を行い、新病院の事業計画（案）を作成する。

ア 整備手法の比較検討

新病院の建築工期の短縮や整備費用の縮減を前提とした整備手法（設計・施工毎の発注、設計・施工一括発注等）の特徴、課題

イ 整備スケジュール

整備手法を踏まえた開院までのスケジュール

エ 整備費用

整備手法を踏まえた設計費用、建設工事費用、医療機器購入費用、敷地内施設の解体費用、その他必要な費用

オ 中長期収支計画作成

資金調達、償還計画、経営計画等中長期収支計画作成。整備費用、患者数や運営収支見込などを総合的に勘案した事業収支計画作成等。

⑥ その他指定する項目

⑦ 基本計画の策定

工程に基づき、基本計画の骨子・素案・成案とその概要を作成する。

※ 上記の委託内容については、より効果的・効率的な案を受託者が提案し、組合が認めた場合又は組合の指示による場合は、当該内容等を変更するものとする。

## 8. 成果物等

(1) 成果物は以下のとおりとする。

①基本計画（骨子・素案・成案、データ含む）

②基本計画概要（骨子・素案・成案、データ含む）

③その他作成資料、収集資料等

(2) 資料等は、A4版で作成し、提出部数 3部とする。

(3) 資料等のデータを記録したCD等の電子媒体一式を1部提出すること。

(4) 成果物及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、雲仙・南島原保健組合に帰属する。また、これらの成果物等の第三者への提供や内容の転載については、雲仙・南島原保健組合の承諾を必要とする。

## 9. その他留意事項

(1) 本仕様書に定めがない事項については、本組合及び受託者双方協議の上、定めるものとする。

(2) 本組合が保有する情報・資料等については、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて提供するが、本組合の許可なく第三者に流布してはならない。